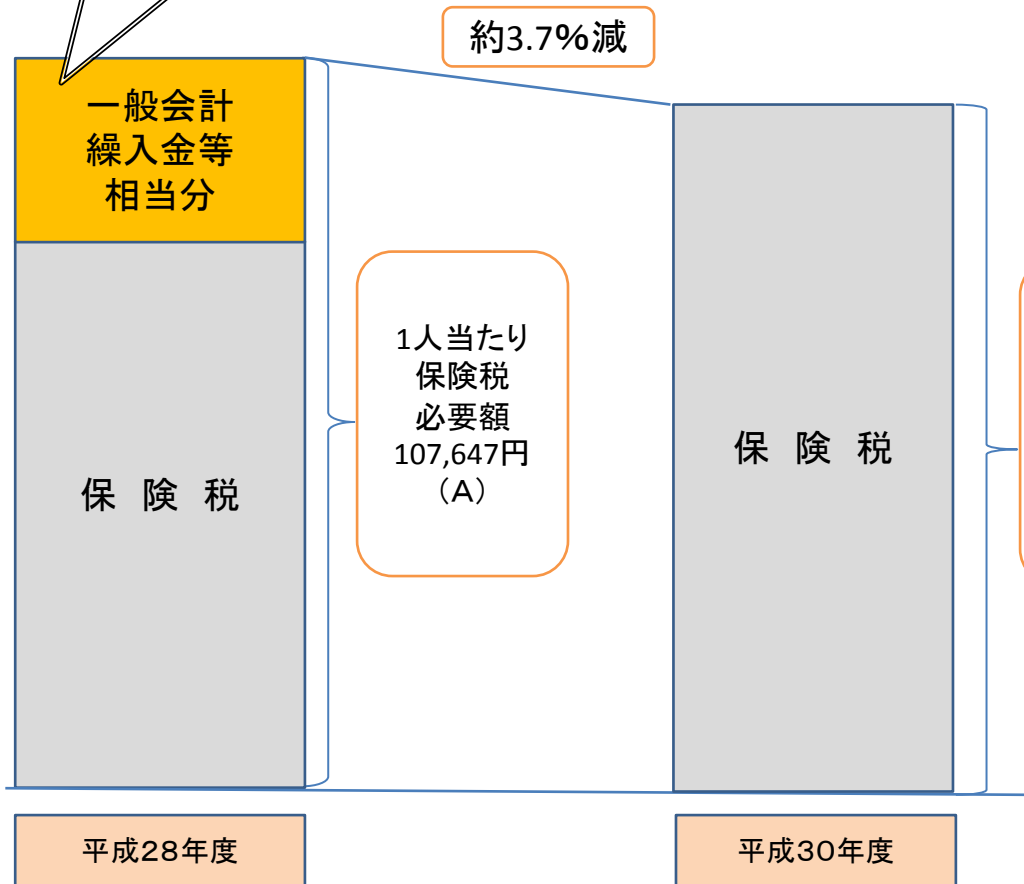


## 一人当たり保険税必要額の本算定のイメージ(埼玉県全体)

※保険税の収納額が保険税必要額に満たない部分については、一般会計からの繰入れや基金の取り崩し等により補てんしている(市町村ごとに差異有)。

※解消すべき一般会計等の繰入れを行わず、保険税だけで必要額を賄う場合には、市町村ごとに予定収納率を設定し、保険税率等を設定する必要がある。



## 【確定係数に基づく本算定結果について】

○被保険者一人当たりの保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の金額は上昇している(自然増分)。

H28→H30 合計伸び率 約3.6%  
(単年度 約1.8%)

○そのため、本来であれば一人当たりの保険税必要額は、自然増分上昇するが、今回は公費拡充分等を反映させた結果、約3.7%の減となった。

(単年度 約1.9%の減)